

多久市職員給与支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第31号

多久市職員給与支給規則等の一部を改正する規則

(多久市職員給与支給規則の一部改正)

第1条 多久市職員給与支給規則（昭和41年多久市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「100分の180」を「100分の318.75」に改め、同項第2号中「100分の90」を「100分の153.75」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年多久市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 100分の266.25

別表第2に次のように加える。

任期付職員条例第7条 第1項の給料表	3号給以上の給料月額を受け る職員	100分の15
	2号給及び1号給を受ける職 員	100分の10

(多久市技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 多久市技能労務職員の給与等に関する規則（昭和44年多久市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 197,800	円 244,400	円 279,100
	2	198,900	245,700	280,100
	3	200,100	247,200	281,100
	4	201,200	248,600	282,100
	5	202,300	250,000	283,100
	6	204,000	251,400	284,100
	7	205,600	252,800	285,000
	8	207,300	254,200	286,000
	9	208,800	255,600	287,000
	10	210,500	256,800	288,100
	11	212,100	258,200	289,100
	12	213,700	259,500	290,100
	13	215,200	260,700	291,100
	14	217,000	261,900	292,400
	15	218,700	263,100	293,700
	16	220,400	264,300	294,900
	17	221,600	265,400	296,100
	18	223,200	266,500	297,500
	19	224,800	267,700	298,700
	20	226,300	268,800	299,900
	21	227,900	269,700	300,900
	22	229,500	270,700	302,100
	23	231,100	271,700	303,300
	24	232,700	272,700	304,600
	25	234,400	273,700	305,900
	26	236,000	274,600	306,900
	27	237,400	275,400	308,000
	28	238,700	276,300	309,000
	29	240,000	277,200	310,100
	30	241,100	278,000	311,300
	31	242,200	278,800	312,400
	32	243,300	279,500	313,600
	33	244,400	280,200	314,700
	34	245,300	281,000	316,000
	35	246,200	281,800	317,300
	36	247,300	282,400	318,700
	37	248,300	283,100	319,900
	38	249,200	283,900	321,200
	39	250,100	284,600	322,500

	40	250, 900	285, 300	323, 800
	41	251, 700	286, 000	325, 100
	42	252, 400	286, 700	326, 300
	43	253, 000	287, 500	327, 700
	44	253, 600	288, 200	328, 800
	45	254, 300	288, 900	329, 700
	46	254, 900	289, 500	331, 000
	47	255, 500	290, 200	332, 300
	48	256, 100	290, 800	333, 600
	49	256, 600	291, 500	334, 700
	50	257, 300	292, 100	336, 000
	51	257, 900	292, 800	337, 200
	52	258, 400	293, 500	338, 500
	53	258, 800	294, 000	339, 800
	54	259, 200	294, 600	340, 800
	55	259, 500	295, 200	341, 900
	56	259, 800	295, 900	343, 000
	57	260, 100	296, 500	343, 700
	58	260, 400	297, 100	344, 600
	59	260, 700	297, 800	345, 300
	60	261, 000	298, 500	346, 100
	61	261, 300	299, 100	346, 900
	62	261, 600	299, 700	347, 300
	63	261, 900	300, 200	347, 900
	64	262, 200	300, 700	348, 600
	65	262, 500	301, 200	349, 400
	66	262, 800	301, 800	350, 100
	67	263, 100	302, 300	350, 800
	68	263, 400	302, 900	351, 400
	69	263, 700	303, 300	351, 900
	70	264, 000	303, 800	352, 500
	71	264, 300	304, 300	353, 000
	72	264, 600	304, 900	353, 600
	73	264, 900	305, 400	353, 900
	74	265, 200	305, 800	354, 400
	75	265, 500	306, 100	354, 700
	76	265, 800	306, 400	355, 100
	77	266, 100	306, 600	355, 500
	78	266, 400	306, 900	356, 000
	79	266, 700	307, 100	356, 500
	80	267, 100	307, 500	357, 000
	81	267, 400	307, 700	357, 300
	82	267, 700	307, 900	357, 800
	83	268, 000	308, 200	358, 200
	84	268, 300	308, 400	358, 600
	85	268, 600	308, 700	358, 900
	86	268, 900	308, 900	359, 300
	87	269, 200	309, 200	359, 700
	88	269, 500	309, 500	360, 100

	89	269,800	309,800	360,300
	90	270,100	310,100	360,700
	91	270,400	310,400	361,100
	92	270,700	310,700	361,500
	93	271,000	310,900	361,700
	94		311,100	362,000
	95		311,400	362,400
	96		311,800	362,700
	97		312,000	363,000
	98		312,300	363,400
	99		312,600	363,800
	100		313,000	364,200
	101		313,200	364,700
	102		313,500	365,100
	103		313,800	365,500
	104		314,100	365,900
	105		314,300	366,400
	106		314,600	366,800
	107		314,900	367,100
	108		315,200	367,400
	109		315,400	367,900
	110		315,700	
	111		316,100	
	112		316,400	
	113		316,600	
	114		316,800	
	115		317,100	
	116		317,600	
	117		317,800	
	118		318,000	
	119		318,300	
	120		318,600	
	121		318,900	
	122		319,100	
	123		319,400	
	124		319,700	
	125		320,000	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		202,300	230,100	272,200

(多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年多久市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職会計年度任用職員給料表

区分	1	2	3
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 197,800	円 202,300	円 208,800
2	198,900	204,000	210,500
3	200,100	205,600	212,100
4	201,200	207,300	213,700
5	202,300	208,800	215,200
6	204,000	210,500	217,000
7	205,600	212,100	218,700
8	207,300	213,700	220,400
9	208,800	215,200	221,600
10	210,500	217,000	223,200
11	212,100	218,700	224,800
12	213,700	220,400	226,300
13	215,200	221,600	227,900
14		223,200	229,500
15		224,800	231,100
16		226,300	232,700
17		227,900	234,400
18			236,000
19			237,400
20			238,700
21			240,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての会計年度任用職員に適用する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

医療職会計年度任用職員給料表（1）

区分	1	2
号給	給料月額	給料月額
1	円 305,600	円 328,300
2	307,900	331,800
3	310,200	335,200
4	312,400	338,600
5	314,500	342,000

6	318,000	345,500
7	321,500	348,900
8	324,900	352,300
9	328,300	355,700
10	331,800	358,800
11	335,200	362,000
12	338,600	365,200
13	342,000	368,500
14	345,500	371,600
15	348,900	374,700
16	352,300	377,700
17	355,700	380,800

備考 この表は、医師の職にある会計年度任用職員に適用する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

医療職会計年度任用職員給料表（2）

区分 号給	給料月額		
	1	2	3
	円	円	円
1	211,400	219,100	271,400
2	213,500	221,000	272,300
3	215,500	223,000	273,100
4	217,300	225,100	273,900
5	219,100	226,800	274,700
6	221,000	228,800	275,500
7	223,000	231,000	276,100
8	225,100	233,200	276,900
9	226,800	235,300	277,800
10	228,800	236,400	278,600
11	231,000	237,400	279,400
12	233,200	238,500	280,100
13	235,300	239,600	280,800
14		240,400	281,600
15		241,300	282,500
16		242,200	283,200
17		243,100	283,900

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、

理学療法士及び栄養士の職にある会計年度任用職員に適用する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第3条関係）

医療職会計年度任用職員給料表（3）

区分	1	2	3

号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	228,800	254,700	263,400
2	230,700	256,800	264,400
3	232,500	259,000	265,200
4	234,200	261,200	266,100
5	235,900	263,400	266,900
6	237,800	264,400	268,000
7	239,700	265,200	269,100
8	241,600	266,100	270,000
9	243,400	266,900	270,800
10	245,400	268,000	271,500
11	247,400	269,100	272,200
12	249,400	270,000	273,000
13	251,400	270,800	274,100
14			275,000
15			275,900
16			276,800
17			277,800

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師の職にある会計年度任用職員に適用する。

(多久市職員の通勤手当支給規則の一部改正)

第4条 多久市職員の通勤手当支給規則（昭和33年多久市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄中「7,100」を「7,300」に、「10,000」を「10,400」に、「12,900」を「13,500」に、「15,800」を「16,600」に、「18,700」を「19,700」に、「21,600」を「22,800」に、「24,400」を「25,900」に、「26,200」を「29,100」に、「28,000」を「32,300」に、「29,800」を「35,500」に、「31,600」を「38,700」に改める。

(多久市職員の宿日直手当支給に関する規則の一部改正)

第5条 多久市職員の宿日直手当支給に関する規則（昭和51年多久市規則第

4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「2,200円」を「2,350円」に改め、同条第2項中「6,600円」を「7,050円」に、「3,300円」を「3,525円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の多久市職員給与支給規則（以下「改正後の職員給与規則」という。）、改正後の多久市技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員給与規則」という。）、改正後の多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の会計年度任用職員規則」という。）、改正後の多久市職員の通勤手当支給規則（以下「改正後の通勤手当規則」という。）及び改正後の多久市職員の宿日直手当支給に関する規則（以下「改正後の宿日直規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 令和7年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内扱)

第3条 改正後の職員給与規則、改正後の技能労務職員給与規則、改正後の会計年度任用職員規則、改正後の通勤手当規則及び改正後の宿日直規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の多久市職員給与支給規則、改正前の多久市技能労務職員の給与等に関する規則、改正前の多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則、改正前の多久市職員の通勤手当支給規則及び改正前の多久市職員の宿日直手当支給に関する

規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規則、改正後の技能労務職員給与規則、改正後の会計年度任用職員規則、改正後の通勤手当規則及び改正後の宿日直規則の規定による給与の内払とみなす。